

白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

国民健康保険の適正かつ安定的な運営を確保することを目的とし、国民健康保険税の税率を改定するため、本条例の一部を改正するものである。

2 改正の概要

(1) 第3条関係

基礎課税額（以下「医療分」という。）の所得割率を、現行の100分の7.04から100分の7.15に改正する。

(2) 第4条関係

医療分の被保険者均等割額（以下「均等割額」という。）を、現行の28,400円から33,600円に改正する。

(3) 第5条関係

後期高齢者支援金等課税額（以下「支援金分」という。）の所得割率を、現行の100分の2.41から100分の2.54に改正する。

(4) 第6条関係

支援金分の均等割額を、現行の14,700円から、15,200円に改正する。

(5) 第7条関係

介護納付金課税額（以下「介護分」という。）の所得割率を、現行の100分の2.21から、100分の2.25に改正する。

(6) 第8条関係

介護分の均等割額を、現行の15,400円から、15,800円に改正する。

(7) 第20条（国民健康保険税の減額）の整備

ア 第1項関係

第1項は、被保険者の所得の合算額が一定の額以下の場合に、それぞれの所得区分に応じ均等割額を減額するものである。

第4条、第6条及び第8条による医療分、支援金分及び介護分の均等割額の改正に伴い、それぞれの所得区分に応じ減額（7割、5

割又は2割)される金額を改正する。

イ 第2項関係

第2項は、6歳に達する日以降の最初の3月31日以前である未就学児がいる場合、均等割額(第1項による減額の適用がある場合には、適用後の額)の5割を減額するものである。

第4条及び第6条による医療分及び支援金分の均等割額の改正に伴い、それぞれの区分に応じて減額される金額を改正する。

3 施行期日及び適用区分

(1) 施行期日は、令和7年4月1日からとする。

(2) 適用区分

改正後の白岡市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度分以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとし適用区分を明確にする。